

平成22年第1回羅臼町議会定例会（第3号）

平成22年3月11日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 議題第 5号 平成22年度目梨郡羅臼町一般会計予算
- 日程第 2 議題第 6号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議題第 7号 平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議題第 8号 平成22年度目梨郡羅臼町老人保健事業特別会計予算
- 日程第 5 議題第 9号 平成22年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第10号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第11号 平成22年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第13号 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第14号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第15号 羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第16号 羅臼町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第17号 根室広域圏振興協議会の廃止について
- 日程第14 議案第18号 根室支庁管内町村公平委員会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第15 議案第19号 釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約の一部改正に関する協議について
- 日程第16 議案第20号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について
- 日程第17 議案第21号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第18 議案第22号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第19 議案第23号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

- 日程第 2 0 発議第 1 号 経済・金融不安から国民生活を守り、社会的セーフティ
 ネットの拡充を求める意見書
- 日程第 2 1 発議第 2 号 食料自給率の向上と食の安全・安心の確保に向けた食品表
 示制度の見直しに関する意見書
- 日程第 2 2 発議第 3 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書
- 日程第 2 3 各委員会閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 2 4 議員派遣の件

○出席議員（10名）

議 長	10 番	村 山 修 一 君	副議長	9 番	松 原 臣 君
	1 番	湊 屋 稔 君		2 番	田 中 良 君
	3 番	高 島 讓 二 君		4 番	小 野 哲 也 君
	5 番	坂 本 志 郎 君		6 番	鹿 又 政 義 君
	7 番	佐 藤 晶 君		8 番	山 下 崧 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者

町 長	脇 紀美夫 君	副 町 長	鈴木 日出男 君
教 育 長	池 田 栄 寿 君	監 査 委 員	中 村 一 也 君
教 育 委 員 長	石 川 勝 君	教 育 部 長	嶋 勝 彦 君
総務企画財政課長	寺 澤 哲 也 君	総務企画財政課参事	鈴木 英 樹 君
税 務 課 長	野 理 幸 文 君	町 民 生 活 課 長	対 馬 憲 仁 君
保 健 福 祉 課 長	太 田 洋 二 君	保 健 担 当 課 長 補 佐	川 端 達 也 君
福 祉 担 当 課 長 補 佐	堺 昇 司 君	水 産 商 工 観 光 課 長	高 橋 力 也 君
建 設 水 道 課 長	渡 辺 憲 爾 君	建 設 水 道 課 長 補 佐	石 岡 章 君
社 会 教 育 課 長	中 田 靖 君	郷 土 資 料 室 長	涌 坂 周 一 君
診 療 所 事 務 長	工 藤 勝 利 君	事 務 課 長	斉 藤 健 治 君
会 計 管 理 者	五十嵐 勝 彦 君		

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長	久保田 誠 君	次 長	松 田 伸 哉 君
--------	---------	-----	-----------

午前10時00分 開会

◎開 議 宣 告

○議長（村山修一君） おはようございます。ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

- ◎日程第 1 議案第 5号 平成22年度目梨郡羅臼町一般会計予算
 - ◎日程第 2 議案第 6号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算
 - ◎日程第 3 議案第 7号 平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算
 - ◎日程第 4 議案第 8号 平成22年度目梨郡羅臼町老人保健事業特別会計予算
 - ◎日程第 5 議案第 9号 平成22年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算
 - ◎日程第 6 議案第10号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療事業特別会計予算
 - ◎日程第 7 議案第11号 平成22年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算
 - ◎日程第 8 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - ◎日程第 9 議案第13号 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
-

○議長（村山修一君） 日程第1 議案第5号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計予算から日程第9 議案第13号職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの9件を一括議題とします。

お諮りします。

本日の審議方法は、議事日程のとおり、最初に平成22年度各特別会計予算、次に、平成22年度企業会計予算を審議、次に、議案第5号から議案第13号までの平成22年度各会計予算及び関連条例までの総括質疑を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

したがって、各特別会計予算、企業会計予算、各会計予算及び関連条例の総括質疑の順に審議することに決定しました。

初めに、日程第2 議案第6号から日程第6 議案第10号までの平成22年度各特別会計予算5件について質疑を許します。

田中良君。

○2番(田中 良君) 議案第10号の平成22年度羅臼町国民健康保険診療所特別会計予算について、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

19年、20年、21年、そして22年と、病院の診療収入が下がっております。これは、医師が1名体制になったりといういろいろな要因があったと思われます。昨年21年度の予算でも1億6,000万円ほどの医療収入を見込んでいましたが、決算報告では1億2,000万円程度ぐらいでお答えになっておりました。

それで、本年22年度の予算が、今手元の予算書の中では1億5,000万円程度ぐらい予算を組まれております、収入として。それにつきまして、町長として、前年度から見て大体7%ぐらいのダウンだと多分思われます。それにつきまして、昨年1億6,000万円ほど組んでいたのですけれども、1億2,000万円程度ぐらいまで落ち込んでいました。いろいろな要因があったかと思われますのですけれども、さらに、ことしが3,000万円ほど上乘せした点につきまして、ちょっとその辺の勘案を、町長の意見をお聞きしたいのですけれども。

○議長(村山修一君) 副町長。

○副町長(鈴木日出男君) ただいま、町長のほうにということでありましたが、私のほうからお答えをいたしたいと思います。

19年度におきましては、年度途中において北広島病院のほうから派遣をいただくというようなこともございまして、今年度につきましては、継続安定的に北広島病院、あわせて北大の一外から派遣をいただけるという、年度当初からそういう決定をされたということでありまして、この収入を見込んでおりますので御理解をいただきたいと思ひます。

○議長(村山修一君) 田中良君。

○2番(田中 良君) 多分、病院の収入というのは、診察の人数がふえないと収入はふえないと思われます。医師ばかりではなく、いろいろなことが要因しているかと思われます。それで、羅臼診療所につきましては、本年も1億5,000万円程度と予算を組んでおりますが、ぜひいろいろな広報等を通じまして、病院の改善のほうを町民にわかりやすく伝えていただければ大変ありがたいと思ひますので、ひとつその辺の努力を町長にお願いしたいということで、よろしくお願ひいたします。

○議長(村山修一君) 町長。

○町長(脇 紀美夫君) 御案内のとおり、診療所の運営自体がまだ医師が固定していないという状況の中で、本当に町民に御不便をかけていますし、そういう意味では、必ずしも診療収入の増につながっていないということは否めないわけであります。したがって、

とりもなおさず固定医の確保ということが一番大事なことであります。

したがって、そういう状況の中で、今までもそうですけれども、広報等を通じながら、診療所だよりということで、所長のいろいろな町民に向けてのメッセージであるとか、いろいろな診療所の健診のことであるとか、いろいろメッセージを出しておりますけれども、さらに町民にわかりやすくということも含めまして、我がまちで完結していないという状況もありますけれども、できるだけ第一義的には羅臼の診療所にかかっていた上でということの中で、またこれも診療収入につながっていくということも含めまして、これは診療所の経営といいますか、診療方針といいますか、先生の考え方も一つそこにあるわけありますので、その辺も含めまして、この予算確保ということについて意を用いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） お諮りします。

ただいま審議されております各特別会計予算5件につきましては、これで一時質疑を打ち切り、一括審議の中で総括的に質疑をしていただきたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

したがって、各特別会計予算5件の質疑を一時打ち切ります。

次に、日程第7 議案第11号平成22年度水道事業会計予算について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） お諮りします。

ただいま審議されております水道事業会計予算につきましては、これで一時質疑を打ち切り、一括審議の中で総括的に質疑をしていただきたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

したがって、水道事業会計予算の質疑を一時打ち切ります。

次に、日程第1 議案第5号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計予算から日程第9 議案第13号職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの9件に対する総括質疑を許します。

鹿又政義君。

○6番（鹿又政義君） それでは、一括質疑ということで、教育費、192ページの中の中学校費についての一括でお伺いをしたいなと思います。

教育費、中学校の修繕料として230万7,000円を計上しているわけですがけれど

も、羅臼中学校、春松町中学校ともに老朽化が著しく、冷たい風や、それによつての暖房費等もかかり、そして、校舎の安全・安心を含めて考えると、今後、保護者やPTA組織から予算要求が予測されると思います。そのときの教育委員会の考え方をお聞きをしたいなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 中学校の修繕料につきまして御質問をいただきました。修繕料の230万7,000円の予算措置につきましては、基本的には小規模修繕ということを前提にしたものでございます。したがいまして、御指摘をいただいております校舎の老朽化に伴い、中規模、大規模等の補修が必要な場合につきましては、当然、子供たちの授業に支障がないような体制をとらなければならないものというふうに思っておりますので、その時点におきましては、また補正予算等で対応しながら、学校の運営に期してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 鹿又君。

○6番（鹿又政義君） 改築の予定が平成27年あたりということで予定されているということもありますけれども、その中では、この老朽化した中学校の校舎、それまで数年の期間があります。現校舎には町的にもなるべくお金をかけずに維持をして、建てかえまで維持をしようと考えているとは思のですが、子供たちが、老朽化した校舎の中で最良の環境で授業が受けられるような予算措置が必要と考えますので、配慮のほうをよろしくお願ひを申し上げたいなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤晶君。

○7番（佐藤 晶君） 2点ほど、ちょっと聞かせてもらいたいと思います。

まず1点目ですけれども、款2の総務費、項の総務管理費の目の一般管理費、この関係の職員の研修に要する経費、このことまず1件。もう1件目は、款3の民生費、項の社会福祉費、目の老人福祉費、シルバーいきがいセンターに要する経費について、この2件についてひとつ聞かせていただきたいと思ひます。

まず、最初の職員の研修に要する経費ということでございますけれども、今般の予算の中では240万円ほど見ております。この一連の年度を追って見ますと、毎年若干ずつ下がってきているという経過があります。実績も踏まえてみますと、実績も下がっているから予算を組む段階でまた下がってくるのかなと、そういうところもちょっと危惧するところもあるのですけれども、この基本的な職員を研修に送り出すという町の考え方、姿勢、その辺は、以前と今は予算的な部分、財政的なものもあるのかもしれないけれども、その辺の基本的な考え方を少し聞かせていただきたいなと思ひます。

それと、もう1点目のシルバーのいきがいセンターの関係です。

今回なくなると、会員が少なくなったという経緯の中で、これがなくなるということで

す。私もとても残念に思うのですけれども、これは多分に生涯学習の一環の流れの中で、こういう組織も立ち上がってきたのだらうと。それに対してのバックアップ体制も町なりに一生懸命やってきたのだらうと思うのです。

予算的な措置も含めて考えたときに、平成8年に発足したと、当時、50名ほどが登録して動き出したという経緯だそうです。その当時の最初の予算が約400万円近くあって、どんどん下がりがつつ、21年度、昨年には50年ほどと。今回全くゼロになってしまったというようなことを考えたときに、ここまで育ててきたこういう組織が、人数が少なくなって運営できなくなったから、これで終わりですよと、ただそこで区切ってしまうこと自体がすごく残念な思いをするのです。ここまでの経緯というのはどうだったのかなというところ、この組織をどういうふうに育て上げてきたのかなという、その辺の行政側のバックアップ体制はどうだったのかなというところをちょっと思うのですけれども、それらを含めて考え方を聞かせていただければな思うのですけれども。この2点、よろしくお願いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 2点の御質問をいただきました。

職員研修であります。以前から見ると質的にも内容的にも変わってきていると、時代の趨勢の中で。例えば一つ例を挙げますと、江別にあった市町村職員を中心とした自治研修所、これがなくなったということ。そういう状況の中で、今、自治大学校、千葉県にあるのですけれども、そこの自治大学校という中で研修もされているということでもありますけれども、ごく限られたメニューの中でということで、以前から見るとそういうメニューが少なくなってきているのは確かであります。ということは、一方ではインターネット等の普及によってそういうことも一つあると思いますし、それと、私、基本的な考え方という中では、職員の研修というのは、それぞれ日々みずから研修するということ、これも大きなポイントでありますし、町が予算を措置して職員を職務命令という形でもって研修させると、これも一つの方法であらうというふうに思っております。したがって、今まではどちらかという予算措置の中でもって、ある程度職務命令という形でもって研修をしてまわってきたのですが、先ほど言いましたように、そういう機会といいますか、そういう企画が以前から見ると少なくなってきているということも一つ言えるかというふうに思います。

それと、長期研修ということになると、幾ら職務命令とはいっても、職員のそういう生活が、1カ月なり、あるいは半月なり変わるという状況の中では、強制的ということもなかなかいかない部分も一つあるということもあろうかというふうに思っています。

いずれにしても、今後につきましては、予算を有効に使うという意味では、必ずしも自治大学校だとか、そういうことだけではなくて、同じ、例えば類似する自治体、羅臼町と規模を同じくするとか、あるいは中身によっては、自分の仕事の分野の中で、他の市町村へ行って研修するとかということも、これも今まで余りやっていないことでありますけれ

ども、今後そういうことも必要であろうというふうに考えているところであります。

いずれにしても、そういう意味では、今そういう研修も含めながら、あるいはできれば、私は、例えば町内であれば、漁協であるとか、そういうところとのお互い交流したそういう研修というか、1年間なら1年間の本当であれば交流人事もできればしたいところでもありますけれども、一遍にそこにいかないとしても、短期間であるとか、そういう研修もやっぱりお互いに必要ではないのかなということも考えているところであります。

また、江別については、自治研修所ということでの大きなことはなくなりましたけれども、専門職という形の中では若干あるわけでありまして。それと、加えて、今、人事交流ということでは、道職員と町職員との交流と、これを今現在やっているわけでありましてから、そのことも22年度は一時こちらのほうからの総合研修はないのですけれども、道のほうからは一応町のほうに来てもらおうと。道の職員が町に来てもらって仕事をするということは、道の職員だけではなくて、それによって町の職員の受ける影響というのは、かなりいい意味での影響がかなりあるというふうに思っています。ここ何年か道の職員との総合研修という中で、勤務してもらっている中では、非常に道の職員の勤務の仕事の仕方ということでは、私たち職員が見習うべきところが多々あるというふうに思っていますので、そういう意味での研修も、今後盛んに進めていきたいなというふうに思っていますし、また、さらに加えますと、ことし22年度は、釧路・根室の滞納整理機構、ここにもうちの職員を1人派遣すると、そういう意味での研修にもまたつながるだろうというふうに思っていますので、多種多様にわたって研修を進めていきたいというふうに思っているところであります。

それから、次のシルバーいきがいセンターの関係でありますけれども、確かに議員おっしゃるとおり、当初の目的、生きがいのためにということがあったわけでありましてけれども、最初は町のほうでもってある程度、組織化ということでもって町が主導でやったということもあります。そういう中であっては、地域の産業の中で、仕事をして、そこで収入を得て、その収入の配分という形の中でも随分進められてきたという経緯があります。近年、いろいろとそういう中では仕事の量が減ったということもあって、あるいは高齢化、あるいは新規会員が少なくなってきたということもあって、これは解散するに至ったということにつきましては、先般、行政報告で申し上げたところでありますけれども、私としては、この組織はあくまでも自主的な運営、自主的に業務をするということでありまして、町としては、今までは過去において、ある程度財政的な支援はしてきたと、しかし、財政的な支援も当初より少しずつ、できるだけ自立していただきたいという状況の中で、財政的な支援は少しずつダウンしていったという状況があります。したがって、これはあくまでも、最終的な目標としては自立していただきたいということの中で経過でやってきたということでありまして。したがって、こういう結果になったのは非常に残念なのですが、今後につきましては、シルバーいきがいセンターを建設した目的に立ち返って、高齢者がみずから生きがいのために施設を利用して、あそこで有効に活用するのだという原点

に立ち返って進めてまいりたいというふうに思っていますので、あえて町のほうから、こういう組織をつくって、あれを利用すれとかということではなくて、少人数であろうとグループであろうと、あそこを有効に利用していただければというふうに思っております。したがって、そういう団体がたくさん出てくるとすれば、その団体の中でみずから利用のための組織をつくるというような形の中で進めていただければいいかなというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○7番（佐藤 晶君） ありがとうございます。職員の研修については、町長の考え方はわかりました。私も思いとすると同じ部分もあります。

一つ、今、町長も話ししたのですけれども、やっぱり研修をさせるということは、個々のモチベーションも多分に上がっていくだろうし、そのことが行政の仕事、まちづくりという視点で考えたときに、大きなプラスになっていくと思うのです。方法はいろいろあると思うのです。基本的に個人研修といいますか、それに向けての取り組みが職員に求められる部分でもあろうと思うのです。それをどのようにバックアップするかというのも、行政側としても考えていくところが大事なのかなということを感じます。

特に、自主研修のはそれなりの制度も必要になってくるのだろうと思いますけれども、それらも含めて、しっかりと確立してやることもまた大事なのかなということもちょっと感じるところでございます。職員の意識が上がるということは、大きくまちがこういうふうに冷え切った中では、全体として期待するところでございますので、そんなところもひとつ前向きに考えていく必要もあるのではないかなと思います。

あと、シルバーに関してですけれども、状況というのは十分わかっているつもりでございます。これは多分、人づくりから生涯学習、その中でやっぱり一つの大きな流れの中でという部分で、いろいろと調べてみますと、平成9年の教育長の執行方針の中にもシルバーの関係を強くうたっているのです。それは今の教育長ではないですけれども、前の教育長だったと思うのですけれども、羅臼町における高齢者の割合は年々増加傾向にありますと、平成8年の発足以来、現在は59名登録していると、活発に活動を展開していますと、学習内容も多様で、みずから技能を生かすもの、趣味を生かすものなど、学習を通して地域づくりのため連帯感をはぐくみ、社会参加の機会を拡大していますと、高齢化社会における望ましい生涯学習のあり方を実証しているということで述べているのです。まさに、これは大事なところなのです。担当が教育委員会から所管が変わったのかもしれないけれども、こういうことを考えたときに、本当にバックアップ体制がどうだったのかと、リーダーの育成も含めてですけれども、指導体制も含めて、この組織に対してどういうふうにかかわってきたのかなというところを若干危惧する部分もあるものですから、ちょっと今回こういうふうな形になってしまったのですけれども、今後、新たな組織が生まれることを期待するのですけれども、こういう例えば生きがいつくりとか、そういう高

齢者がどんどんふえていく中で、それらの支援体制というのはしっかりと考えながら今後は進めていく必要もあるのではないかなと思うのですけれども、その辺についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 先ほどとダブるかもしれませんが、当初の設置したときの目的といいますか、それはあくまでも高齢者の生きがいと、生きがいのためにそこを利用する、あるいは活用して事業展開するのだという大きな目標があったのですが、設立したと同時に、事業をしていく中で収入を得ると、たまたまそのころは、ある程度漁業もかなり網外しであるとか、あるいは各家庭の絡みであるとか、いろいろシルバーに、他の業者にお願いするよりはかなり安価にやってもらえるということもあって、仕事量としてはかなりあったのですが、それがだんだん少なくなってきたということがあったということで、町とすれば、余りそこに主とするのではなくて、金銭的なことよりも、できれば自分たちの生きがいのためにという思いがあったのですが、勢い、ある程度、そういうバックボーンがあったという中ではそうせざるを得なかったと、これはこれでもって、それはそのときの状況ですから、それはそれでよかったのですが、それが減ってきたということによって、新たに入る会員も少なくなったということもあるわけでありまして。

したがって、そういう面では、町としては、先ほど言った財政的なことといいますと、事務局体制ということを中心に位置づけしながら、その辺の人的なことのバックアップもしてきたということもあるわけでありまして、結果としてこういうことになったということは非常に残念でありますけれども、また、残念だということだけで済ませることなく、これを一つの転換期として、新たな形で、再度設立したときの思いに立ち返って、町内の中でいろいろなグループなりが活用していただければいいなというふうに思っています。

それとまた、一方、高齢者の日々の過ごし方、あるいは暮らし方というのが、その当時と比べて、また今状況が変わってきているのだということも一つあるかと思っております。そのころ、同時だったかもしれませんが、パークゴルフ場も今盛んに利用されているという状況もあったりして、その辺のことも一つあるのかなということも複合的に考えられるわけでありましてけれども、いずれにしても、あの施設、まだまだ有効に使える施設でありますから、何とかそこを高齢者の方に有効に使っていただきたいということの中で、町としてどういうそういうバックアップも含めてできるのか、余り町がかかわらないで自発的にやってもらえるというのが、一番私はベストだと思っておりますので、そういう思いの中で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○7番（佐藤 晶君） わかりました。いずれにしても、職員の研修であれば、若いうちにどんどんさせることが、当然それが年々年を重ねることによって、10倍も何十倍にも還元される部分だと思うので、大いに若いうちの研修ということも、ひとつ頭に置いて

ていただいたほうがいいのかなということも思います。職員も少ない中での対応というのは大変かもしれませんが、特に、若いうちの研修というものを大事に考えていくこともまた一つのかなということで、私自身の経験からも感じるのであります。

それと、今言いましたシルバーに関しては、状況がこういうふうになったことは大変寂しいのですが、新たな形の中で生まれてくれればいいのかなと、そんなところも期待します。ましてや、年寄りが少なくなっていくのではない、逆にどんどんふえていく状況の中で、こういう組織があるということには、いろいろな部分で生きがい対策の中でもプラスになると思いますので、そんなところを踏まえながら、ひとつ行政の中でも考えていってもらいたいものだなと期待をすることで終わります。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

湊屋稔君。

○1番（湊屋 稔君） 総括ということで、まず、今、佐藤議員が言ったこと、まさしくそのとおりだなと私も思います。その上で、教育費についてお伺いしたいのですが、前年度予算と本年度予算という中で、3,100万円ぐらい今回は少ないということで、実は今回この何日間か議会を通じていろいろ問題になった、一般質問のこと、それから、質問をしたこと、例えば滞納の問題であったり、給食費の問題であったり、それから、いろいろ今問題になっているルールを守るですとか、そういったことも含めて、これの原点というのは、やっぱり教育だろうというふうに思っています。今回3,000万円の予算が減っていますけれども、教育長も最初、執行方針の中で、いろいろ今後の教育行政についてのお話をいただきましたけれども、5年後、10年後ということで、このまちを担っていく子供たち、それから、今の青年たちも含めて、やはり教育というものが非常に大事なものと考えています。ルールを守ったり、義務を果たすということは、これは納税にしても何にしても与えられた義務でありまして、これを果たすということが非常に大事なのだということも、実は今回もととの教育、考え方、人の問題ではないかなというふうに思っています。

それから、もう一つ、権利だけを主張するというのも、少なからずこのまちの中で大きな問題として起こっているのだらうというふうに思っています。やはり、それを今大人たちが行っている、これは間違いか間違いではないかという、それはあれですけども、子供たちの目から見て問題として起こっていること、どういうふう子供たちが感じなければいけないか。例えばルールを守らなければいけないということは、日々子供たちに教えていることであって、ただ、それが一ついろいろな問題、例えば納税の問題、いろいろな問題の中で、義務を果たしていない大人がいるというのは、子供たちに与える影響というのは非常に大きいと思います。これは、払えないというのではないです。払えるのに払っていないという人ですとか、守るべきものを守っていないということです、いろいろな問題の中で。

ですから、そういうことで、教育というものをもっと大きな問題として、そこを考えて

いかないと、この後、5年後、10年後、どんどん金がなくなっていく、予算がなくなっていくという中で、あとは何が必要かといったら、子供たちが持っている郷土愛ですとか、知恵だとか、そういったものを発揮できる力だと思っています。教育長は、学ぶ力を、生きるための力を育てるということを執行方針の中でおっしゃいました。予算の減る中ですけれども、5年後、10年後を見据えた教育をぜひやっていただきたいということを、まずお願いしたいと思っています。

何かすごい危機感を感じています。いろいろな問題が、このまちで起きるたびに、やはり教育に与える影響というのはすごく大きいと思っています。ですから、やはりそこら辺を、教育費、お金だけの問題ではないですけれども、教育のあり方というものをぜひ長い目で見て、将来のための投資だと思ってやっていただきたいというふうに思っています。

ですから、知る機会ですとか学ぶ機会だとか、これは青少年の教育、子供たちの教育、学校教育だけではなくて、今、佐藤さんがおっしゃった生涯学習という中で、一般の人も含めて全員に知る機会だとか学ぶ機会、それから、職員も含めて、知る機会学ぶ機会というのは、ぜひ与えていかなければいけない。町長おっしゃるように、単に与えるだけではなくて、自分からそこに求めていくという、ただ、門戸を開いてほしいのです。求めてきた者に対して、自分はこういう研修をしたい、例えば自分はこういうことを学びたい、子供たちもそうなのですけれども、それから、お年寄りもそうですけれども、自分はこんなことをしたいのだというところにしっかり門戸を開いてあげて、そこに手助けをしてあげてほしいというふうに思います。

教育長にもう一度お伺いしたいのです。5年後、10年後を見据えた教育をぜひやっていただきたい。このことについて、ぜひお答えいただきたいなと思います。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 御指摘のとおり、非常に規範意識の教育ということにつきましては、現在、学校教育を通じまして、それぞれ道徳の時間で取り組まさせていただいております。

しかし、全体的な流れの中では、非常に議員御指摘のとおり、建前と本音というような部分もあるようでございまして、今私どもが進めているのは、基礎学力の定着と向上ということ、それから、ふるさと学習ということを全面に押し出しながら自然環境教育、これを通じてふるさとの郷土愛だとか、それから、連携をして物事をする喜びだとか達成感だとか充実感と、そういったものを充実させていきたいということで、取り組んでおります。特に、道徳教育におきましては、町外、学校外の講師をお呼びをしながら、広範囲な学習体制をつくりながら、総合の学習時間を使いながら、進めさせていただいております。

御指摘のとおり、教育というのはまちづくりの中の基幹をなすものだし、また、いろいろな形で事件、事故が発生したときに叫ばれるのは教育だということも重々承知しておりますし、今般の件につきましては、在学生もおりますので、その辺の配慮も兼ねながら、学

校における規範意識をより一層、授業、それから道徳の時間、いろいろな角度の中で取り組んでいただけるように、より一層周知してまいりたいと思いますし、内容の充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） ありがとうございます。教育長は執行方針の中でおっしゃってましたので、改めて聞いたという形ですけれども、子供たちの教育、それから青少年、社会教育という中で、ぜひ郷土愛と、それからしっかり義務を果たしながら、このまちでどうやって生きていかなければならないかというような、子供たち、担い手を育てるということに関して言うと、やはり宝だと思っていますので、ぜひしっかりした教育を、教育といますか学びをする機会を与えてあげてほしいなというふうに思います。

同じように、ぜひ町長にもお聞きしたいなと思っています。将来の子供たちに対して、今回教育費も下がっていますけれども、ぜひそれだけ金額の問題ではなくて、今後、やはりそういった担い手を育てる、これは子供たちだけではない、今の青少年たちがこれからまちを担っていくわけですから、そういう人たちに対するメッセージも含めて、ぜひ町長のお考えを伺いたいなと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 社会教育、生涯学習、これはただ教育分野だけの話ではなくて、まち全体、町政全体、あるいは町民全体にかかわることだというふうに思っております。

そこで、私、具体的な話でちょっと恐縮ですけれども、気になっていたことで、例えば町民憲章というのがうちにあるのですけれども、その町民憲章が、私どもとしては、どうもそれを町民に知ってもらうような機会なり、そういう場面をつくっていなかったということを私自身反省しております。加えて町歌、まちの歌、これも歌える人が果たしてどれだけいるのかなど。文化祭のときにグループに歌ってもらったりしているのですけれども、町歌自体を町民がどれだけ知っているのかなどというふうに考えたときに、やはりこの辺のことについて、先ほど言った郷土愛ということについても、町民憲章にうたっているわけでありまして、青少年のこと、子供から大人まで、そのことについても町民憲章の中でうたわれているわけですから、この町民憲章ということ今年は何とか町民に、普及と言ったら言葉が悪いですが、その意識を高めるような形をとっていきたいなというふうに思っているところであります。

それから、全体的なことと言いますと、湊屋議員御指摘のとおり、やはり社会教育の分野でも、特に子供に影響を与えるという部分では、我々大人だというふうに思っているのです、そういうことを含めると。したがって、予算が少ない多いということではなくて、この予算というのは学校統合のこともありますから、若干減っていることもありますけれども、教育費の予算そのものではなくて、町全体として、予算にかかわらなくてもこうい

う社会教育なり、生涯学習ということについては、町政全体として取り組まなければならないことだというふうに思っていますので、この辺については、ではそれをどのような形でもって具体化していくかということも含めて、教育委員会は教育委員会の方針もあるでしょうから、その辺は十分連携しながら、予算的なことがあるとするならば、できるかできないかは別にして協議していきたいと、連携していきたいというふうに思っているところでありますので、その点も含めて、十分意を用いてやってまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、日程第1 議案第5号平成22年度一般会計予算から日程第9 議案第13号職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてまでの9件を採決します。

この採決は、1件ずつ起立によって行います。

議案第5号平成22年度一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第1 議案第5号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成22年度国保会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立多数です。

したがって、日程第2 議案第6号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成22年度介護保険会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第3 議案第7号平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成22年度老人保健会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第4 議案第8号平成22年度目梨郡羅臼町老人保健事業特別会計予

算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成22年度後期高齢者医療会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第9号平成22年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成22年度国保診療所会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第10号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成22年度水道会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第11号平成22年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号職員の給与に関する条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第12号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号職員の給与の特例に関する条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第13号職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第14号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の
医療費の助成に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

○議長（村山修一君） 次に、日程第10 議案第14号重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

なお、各委員会において十分な説明がされておりますので、簡単に説明願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の53ページをお願いいたします。議案第14号重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

54ページをお願いします。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、身体障害者福祉法施行令の一部改正により、肝機能障害が新たに認定基準に追加されたことに伴いまして改正するものでございます。

条例文の第2条第1項1号中「若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫」を「、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓」に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日、この条例は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第14号重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第14号重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第15号 羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一

部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第15号羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（渡辺憲爾君） 議案の55ページであります。議案第15号羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものがあります。

56ページです。

羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例。

羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

今回の条例改正でございますが、暴力団員の町営住宅への入居等を制限するもので、暴力団員である場合には、入居者の資格、同居の承認、入居の承継、駐車場の使用について認めない条項を加えるほか、町が警察に対して暴力団員であるか否かの照会ができることや、警察が町に対して意見を述べるができる条項を追加するものであります。

第6条に次の1号を加える。

4号、その者及びその者と現に同居し、または同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

第13条に次の1項を加える。

2項、町長は入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第14条に次の1項を加える。

2項、町長は、前項の承認を得ようとする者または当該承認を得ようとする者と現に同居し、もしくは同居しようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第43条に次の1号を加える。

5号、入居者または同居者が暴力団員でないこと。

第54条を第56条とし、第53条を第55条とし、第52条の次に次の2条を加える。

第53条、北海道警察本部長の意見の聴取であります。

町長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が暴力団員であるかどうかについて、北海道警察本部長の意見を聞くことができる。

1号、第8条第2項の規定により、町営住宅の入居者を決定しようとする場合、入居の申し込みをした者及び当該入居の申し込みをした者と現に同居し、または同居しようとする

る親族。

2号、第13条第1項の承認をしようとする場合、同居させようとする者。

第3号、第14条第1項の承認をしようとする場合、承認を得ようとする者及び当該承認を得ようとする者と現に同居し、または同居しようとする親族。

4号、第44条第2項の規定による決定をしようとする場合、入居者及び同居者。

2項、町長は、町営住宅の管理のため特に必要があると認めるときには、町営住宅の入居者及び同居者が暴力団員であるかどうかについて北海道警察本部長の意見を聞くことができる。

第54条、町長への意見であります。

北海道警察本部長は、町営住宅の入居者または同居者について、暴力団員であると疑うに足りる相当な理由があるときは、町長に対して、その旨の意見を述べることができる。

附則であります。施行期日、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第15号町営住宅設置及び管理条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第15号羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第16号 羅臼町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第12 議案第16号羅臼町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（嶋 勝彦君） 議案の58ページをお願いいたします。議案第16号羅臼町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

59ページでございます。

羅臼町立学校設置条例の一部を改正する条例。

羅臼町立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表1及び別表2を次のように改めるものでございます。

今回の改正は、平成22年3月31日をもちまして植別小中学校並びに飛仁帯小学校の閉校に伴う改正でございます。

それぞれ別表から、植別小学校及び飛仁帯小学校、また植別中学校を削除する内容でございます。

附則で、施行期日を定めております。この条例は、平成22年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第16号町立学校設置条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第16号羅臼町立学校設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、11時5分まで休憩します。11時5分、再開します。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 議案第17号 根室広域圏振興協議会の廃止について

○議長（村山修一君） 日程第13 議案第17号根室広域圏振興協議会の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 議案の60ページをお願いいたします。議案第17号根室広域圏振興協議会の廃止について。

地方自治法第252条の6の規定により、平成22年3月31日をもって根室広域圏振興協議会を廃止することについて、議会の議決を求めるものであります。

廃止の理由であります。本協議会は昭和47年4月1日に設立し、これまで第5次にわたる広域市町村圏振興計画を策定し、圏域の均衡ある発展を目指し、各市町の枠を超えた連携のもと、圏域の振興発展に取り組んでまいりました。

一方、市町村合併の進展に伴う広域行政圏内の市町村数の数の減少などで、都道府県知事が圏域を指定し、行政機能の分担を推進してきた広域行政施策は当初の役割を終えたものとして、国は平成21年3月31日をもって広域行政圏計画策定要綱を廃止したところであります。

当協議会としては、国の広域行政圏計画策定要綱が廃止されたことと、さらには、これまでの圏域内の均衡ある発展を目指した施策展開に一定の成果を上げたことなどを踏まえ、当初の目的は達成されたものと判断し、協議会を廃止するものであります。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第17号根室広域圏振興協議会の廃止は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第17号根室広域圏振興協議会の廃止については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第18号 根室支庁管内町村公平委員会規約の一部変更に関する協議について

○議長（村山修一君） 日程第14 議案第18号根室支庁管内町村公平委員会規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 議案の61ページをお願いいたします。議案第18号根室支庁管内町村公平委員会規約の一部変更に関する協議について。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、根室支庁管内町村公平委員会規約の一部を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものであります。

内容であります。北海道総合振興局及び振興局設置に関する条例の施行に伴い、北海道根室支庁が北海道根室振興局に変わるため、当該公平委員会の名称及び規約の文言にしようしている根室支庁を変更する必要があることから、当該公平委員会より条文のとおり、規約の改正の協議依頼があったものであります。

附則として、この規約は、平成22年4月1日から施行するものとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第18号管内町村公平委員会規約の一部変更に関する協議は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第18号根室支庁管内町村公平委員会規約の一部変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第19号 釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約の一部改正に関する協議について

○議長（村山修一君） 日程第15 議案第19号釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約の一部改正に関する協議ついてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（野理幸文君） 議案62ページをお願いいたします。議案第19号釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約の一部改正に関する協議についてであります。

地方自治法第286条第2の規定により、釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約の一部を改正するため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、平成22年4月1日から北海道釧路支庁が北海道釧路総合振興局に名称変更されます。このことから、釧路・根室広域地方税滞納整理機構から、規約第4条に定める機構の事務所の位置の文言について、釧路支庁庁舎内を北海道釧路総合振興局庁舎内に改正すべく、規約改正の協議依頼があるものであります。

附則としまして、この規約は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第19号釧路・根室広域滞納整理機構規約の一部改正に関する協議は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第19号釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約の一部改正に関する協議については、原案のとおり可決されました。

**◎日程第16 議案第20号 北海道市町村備荒資金組合を組織する
市町村の数の増減について**

○議長（村山修一君） 日程第16 議案第20号北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 議案の63ページをお願いいたします。議案第20号北海道市町村備荒資金組合の組織をする市町村の数の増減について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数を次のように増減することについて、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、当該組合の組織団体である上湧別町と湧別町が合併し、新たに湧別町となったことから、議会の議決を求めるものであります。

1、組合を脱退する市町村、上湧別町、湧別町。

2、組合に加入する市町村、湧別町。

3、脱退及び加入の日は、組合を組織する市町村の数の増減について、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日とする。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号市町村備荒資金組合の市町村の数の増減は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第20号北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第21号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（村山修一君） 日程第17 議案第21号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 議案の64ページをお願いいたします。議案第21号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、当該組合の組織団体である胆振西部衛生組合、釧路広域市町村圏事務組合及び留萌広域行政組合が解散、脱退並びに、留萌市外2町衛生センター組合が留萌南部衛生組合に団体の名称を改正することとなり、規約の改正が必要なことから、当該組合より、条文のとおり規約改正の協議依頼があったものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものとなっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第21号町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第17 議案第21号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 22 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更
について

○議長（村山修一君） 日程第 18 議案第 22 号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 議案の 65 ページをお願いいたします。議案第 22 号北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、当該組合の組織団体である胆振西部衛生組合、網走支庁管内町村交通災害共済組合及び留萌広域行政組合が解散、脱退並びに、留萌市外 2 町衛生センター組合が留萌南部衛生組合に団体の名称を改正することとなり、規約の改正が必要なことから、当該組合より、条文のとおり規約改正の協議依頼があったものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものとなっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第 22 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 22 号市町村総合事務組合規約の変更は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 18 議案第 22 号北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 23 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の
変更について

○議長（村山修一君） 日程第 19 議案第 23 号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 議案の66ページをお願いいたします。議案第23号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、当該組合の組織団体である胆振西部衛生組合及び網走支庁管内町村交通災害共済組合が解散、脱退することとなり、規約の改正が必要なことから、当組合より、条文のとおり規約改正の協議依頼があったものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものとなっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第23号市町村職員退職手当組合格約の変更は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第19 議案第23号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 発議第1号 経済・金融不安から国民生活を守り、
社会的セーフティネットの拡充を求め
る意見書

○議長（村山修一君） 日程第20 発議第1号経済・金融不安から国民生活を守り、社会的セーフティネットの拡充を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 発議第1号経済・金融不安から国民生活を守り、社会的セーフティネットの拡充を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成22年3月8日提出。羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員高島讓二。賛成者、羅臼町議会議員佐藤晶、同小野哲也。

経済・金融不安から国民生活を守り、社会的セーフティネットの拡充を求める意見書。

政府は、日本経済がデフレ状態にあると宣言した。加えて、急激な円高も進行した結果、輸入品価格が下がり、デフレに拍車がかかる事態も想定される。また、日本経済を下支えする中小製造業などが、円高の影響で生産を縮小せざるを得なくなり、経済情勢の悪化は、国民生活、雇用情勢への悪影響へとつながり、日本経済は危機的な状況に面している。

こうした中、急速に悪化する雇用情勢に対応し、住居を失った離職者を支援する新たなセーフティネットの構築に向けた予算措置、雇用と住居を失った者に対する総合支援策が政府の経済危機対策により実施されているが、訓練・生活支援給付、住宅手当、就職安定資金融資、生活福祉資金の申請窓口の一元化など、支援体制の充実、強化を図る必要がある。

よって、国においては、中小企業対策などの経済政策を的確かつ計画的に実施し雇用を確保するとともに、国民が日本国憲法第25条で規定された健康で文化的な最低限の生活を営むことができるよう、総合的なセーフティネット体系の整備に向け、次の事項について強く要望する。

記。

1、急激な円高による影響を緩和する中小企業金融対策などを充実、強化すること。

2、雇用調整助成金制度の拡充などにより、雇用の維持、確保を図るとともに、雇用と住居を失った者に対する総合支援策を、ワンストップ・サービスとして迅速かつ円滑に実施するために、必要な事務の改善と、それに伴う財政措置を行い、恒久的な制度とすること。

3、生活保護制度を円滑に実施できるよう、国の責任において運用の改善、実施体制の確保及び確実な財政措置を行うこと。

4、デフレ脱却と経済の安定成長を実現するマクロ経済政策を早急に策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年3月8日。北海道羅臼町議会議長村山修一。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、発議第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第20 発議第1号経済・金融不安から国民生活を守り、社会的セー

フティネットの拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、政府、関係機関に送付することに決定しました。

**◎日程第 2 1 発議第 2 号 食料自給率の向上と食の安全・安心の
確保に向けた食品表示制度の見直しに
関する意見書**

○議長（村山修一君） 日程第 2 1 発議第 2 号食料自給率の向上と食の安全・安心の確保に向けた食品表示制度の見直しに関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤晶君。

○7番（佐藤 晶君） 発議第 2 号食料自給率の向上と食の安全・安心の確保に向けた食品表示制度の見直しに関する意見書。

上記の議案を会議規則第 1 3 条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成 2 2 年 3 月 8 日提出。羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員佐藤晶。賛成者、羅臼町議会議員小野哲也、同じく高島譲二。

食料自給率の向上と食の安全・安心の確保に向けた食品表示制度の見直しに関する意見書。

近年、食品の産地偽装や有害物質による輸入食品の汚染事案などが相次いで発生しており、消費者の食に対する信頼は大きく揺らいでいる。こうした中、J A S 法に基づき加工食品の原料原産地表示が義務づけられている品目は一部にとどまっており、その充実が強く求められている。また、遺伝子組み換え食品については、多くの食品で表示が免除されており、消費者は不安を感じながらも知らずに食べている状況にあり、多くの消費者は不安を抱いている。

このような状況のもと、世界的な食品需給の逼迫などに対応した食料自給率の向上や食の安全・安心の確保を図るため、消費者みずからが食品を選択するために必要な情報が適切に提供されることが重要となっている。

よって、国においては、食品の表示に関する制度の抜本的な見直しを行うよう、次の事項について要望する。

記。

- 1、加工食品の原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。
- 2、すべての遺伝子組み換え食品、飼料の表示を義務化すること。
- 3、クローン家畜由来食品の表示を義務化すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により提出する。

平成 2 2 年 3 月 8 日。北海道羅臼町議会議長村山修一。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、発議第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第21 発議第2号食料自給率の向上と食の安全・安心の確保に向けた食品表示制度の見直しに関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、政府、関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第22 発議第3号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第22 発議第3号核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野哲也君。

○4番（小野哲也君） 発議第3号核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成22年3月8日提出。羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員小野哲也。賛成者、羅臼町議会議員田中良、同佐藤晶、同鹿又政義。

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書。

我が国は、唯一の被爆国として、核兵器廃絶に向けて先頭に立って活動してきたが、これからも一層行動する責務がある。

しかし、核兵器はいまだに存在し、核兵器の脅威から今なお人類は解放されてない。2000年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質合意ができず、米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有5カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発につながるウランを濃縮、拡散するイラン、核兵器を実験した北朝鮮の動向などは、各不拡散体制を大きく揺るがし、その脅威はむしろ高まりつつある。この状況を打開するため、オバマ米国大統領は核兵器のない世界を追求する決意を表明した。

よって、国においては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える本

年に開かれる核拡散防止条約（NPT）再検討会議に向けて主導的役割を果たすとともに、核保有国を初めとする国際社会に働きかけ、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効や、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の推進など、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく、核軍縮、不拡散外交に一層強力に取り組まれることを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年3月8日。北海道羅臼町議会議長村山修一。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、発議第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第22 発議第3号核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、政府、関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第23 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第23 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員会から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

◎日程第24 議員派遣の件

○議長（村山修一君） 日程第24 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、本町の重要懸案事項促進要望のため、並びに行政視察、諸会議、各種行事等公務旅行目的のため、4月以降明年3月までの間に道内外の関係機関並びにそれぞれの目的地、会場等に本議会は議員を派遣及び旅行をさせることにいたしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいまの事項の目的による出張の取り扱いを行うことに決定しました。

お諮りします。

派遣議員並びに旅行議員については、それぞれの案件を勘案し、その都度、議長において指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

したがって、案件等を勘案し、その都度、議長において指名することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これをもちまして、平成22年第1回羅臼町議会定例会を閉会します。

長時間、熱心に御審議をいただきましてありがとうございました。

午前11時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員